

アグレッシブな租税回避と会社法

——Tax complianceの視点からの研究ノート——

中 里 実

はじめに

- 一 課税逃れ取引とコーポレート・ガバナンス
 - 二 課税逃れ取引とCSR
 - 三 課税逃れ取引の統制における私法の位置付け
- ま と め

はじめに

あるアメリカの判決は、⁽¹⁾ “Creative tax planning is, for better or worse, a quintessentially American tradition.” と述べている。しかし、現実には、アメリカのみならず、特に多国籍企業の行動に関しては、世界中で合法的な課税逃れが日常的に行われているのが実情である。

企業による合法的な課税逃れの問題は、租税回避否認の可否等の問題としてもっぱら租税法において議論されるのが通常である。これに対して、本稿は、会社法の観点も加味しながら、企業による課税逃れ取引の利用に関する「tax compliance」の視点の重要性について考察しようとするものである。すなわち、課税逃れ取引に対する対応について、課税とコーポレート・ガバナンスの関係という観点から、会社法的議論を取り入れて議論しようとするものである。なお、本稿は、直接的には、二〇一六年八月にジュリストに公表した論文をより詳細にしたものである点に留意されたい。

経済学において、納税者の法令遵守 (tax compliance) の問題は、伝統的に、(納税者と課税庁の両者における) 執行コスト面を中心に語られてきた。すなわち、租税法令を遵守するための納税者側のコストと国側のコストを最小化する制度とはどのようなものかという点が、主に、租税制度の簡素化との関連で議論されてきた。しかし、そのように租税制度の執行コスト面に限定した一面的な議論ではもはや不十分であり、たとえ法令を遵守したかたちの合法的な課税逃れが行われている場合にも、それを、コーポレート・ガバナンスや、場合によっては Corporate Social Responsibility (以下、CSR) との関連で会社法的に考える必要があるのではないか、というのが最近の私が考えていることである。

今や、租税法研究者も、コーポレート・ガバナンスの問題の一環としての、あるいは、場合によっては CSR の一環としての、Corporate Tax Responsibility について会社法の視点に立って正面から考えるべき時期がきているのではなからうか。⁽³⁾ 企業活動が社会に与える影響を織り込んで考えるならば、アグレッシブなタックス・プランニングには法的・倫理的に問題があるといえるかもしれないからである。

すなわち、これは、要するに、合法的な課税逃れを目的とした企業行動がコーポレート・ガバナンスや、場合によってはCSRの観点から見て問題を生じさせるのではないか、企業による不適切な課税逃れ行動それ自体が、たとえ合法的なものであれ、コーポレート・ガバナンスや、場合によってはCSRとの関係で問題なのではないかという考え方である。そこにおいて、企業の合法的な課税逃れの問題を単に租税法の観点のみから考えずに、会社法の観点も加味して考えると、合法的な課税逃れとコーポレート・ガバナンスやCSRとの関係こそが真の問題ではないか、という問題意識が前面に出てくるのである。

この点、コーポレート・ガバナンスとCSRとは、いささか発想を異にするために、以下においては、課税と会社法との関係について、この二つの考え方のそれぞれとの関連で考えてみたい。

なお、租税法においては、タックス・コンプライアンスを、納税者に義務を負担させる点で、納税者権利保護と対立するという発想でこれをとらえる考え方も存在するが、これは、コンプライアンスの確保をどのように行うか等、場合により異なるとしか言いようがない問題である。しかし、少なくとも、一部の外資系等による大規模な国際的（合法的）課税逃れについて情報を収集し、会社法をも含めて対応を考えるという意味でのタックス・コンプライアンスの発想の尊重は、株主や消費者等をも含めた一般の納税者の権利保護に資するものと考えられるであろう。⁽⁴⁾

一 課税逃れ取引とコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスが健全に機能している会社については、その会社法上の利益計算も適切に行われるであ

ろうから、課税所得計算もまた適切に行われるであろうと期待することができる。この点こそが、法人税法二二条四項の立脚点であるということができよう。⁽⁵⁾

租税と会社法（特に、コーポレート・ガバナンスに関する議論）との関係については、すでにいくつかの研究が発表されているが、⁽⁶⁾そこにおいては、アメリカでは、課税庁による調査がコーポレート・ガバナンスの確立に益しているという点に関して、法と経済学の立場からの指摘がなされること⁽⁷⁾がある。そして、課税逃れへの対応策としての課税庁の調査権行使の効果として会社のガバナンスが達成されるとすれば、それと、様々な他のガバナンスの手法の間の優劣が問題となろう。しかし、日本においては、このような点に関する検討はあまり行われていない。この点に関する検討こそが、本稿の目的である。

もっとも、課税庁において、特別国税調査官の所掌する法人に対して、税務に関するコーポレート・ガバナンスの充実をめざした取り組みを推進して⁽⁸⁾おり、国税庁も、大企業の税務上のコンプライアンスの維持や向上のためには、「トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレート・ガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を促進するとともに、効果的・効率的な調査事務運営を推進するため、所要の事務手続を定める」として、事務実施要領（「税務に関するコーポレート・ガバナンスの充実に向けた組の事務実施要領の制定について（事務運営指針）」）⁽⁹⁾を発表している。確かに、これは、意欲的で興味深い取り組みであるが、しかし、本来、会社法の領域であるコーポレート・ガバナンスについて課税庁が積極的に関与することには、会社法関係者からの拒否反応も出てくるのではなからうか。したがって、重要なのは、租税法というよりも会社法における議論であるといえよう。

以下においては、適切な納税行動それ自体がコーポレート・ガバナンスの観点から要求されるか否かという点について考えてみたい。もちろん、このような指摘は日本においてはそれほどはなされていないが、それにもかかわらず、租税法の観点からのみならず会社法の観点から企業の納税行動について考えてみることは重要な意味があるように思われる。

このような考え方の背後には、節税を行わず、不要な課税を甘んじて受けている経営者は株主の利益を害しているのかもしれないが、逆にアグレッシブな（しかし、合法的な）課税逃れを行っているとその問題は問題があるとするならば、果してどこまでの節税が許されると考えるのか、そのバランスをどこに置いたらいのかを、会社法で考える必要があるのではなからうか、という発想が存在する。このような発想が、単に租税法の問題にとどまらないことは明らかであろう。

もちろん、以上の点は、会社ないし会社法の目的と関連する本質的な問題である。すなわち、課税庁から課税処分を受けるリスクを考慮してもなお、企業は合法的な課税逃れスキームから利益を得ているという実証的研究が存在するように、企業の合法的な課税逃れ行動への誘因は強い。⁽¹¹⁾ そうであるにもかかわらず、過度の課税逃れ行動⁽¹²⁾が会社法上ガバナンスの観点から問題であるという発想が存在する背後には、そもそも何が株主の利益かという点に関するとならえ方の差異が横たわっているといえよう。短期的な税引き後利益の最大化のみが会社の目的であるならば、節税や、違法でない課税逃れをしないことは、取締役の責任となってしまうかもしれない。しかし、株価の最大化（将来キャッシュフローの割引現在価値の最大化）を少し長期的な視点から考えるならば、倫理的等の観点から見て会社の評判の棄損等に結びつくアグレッシブな課税逃れ⁽¹³⁾を行うことは、たとえそれが合法的なものであったとしても、むしろ問題があ

るといふ見方も当然に成立しうるであろう。⁽¹⁴⁾ イギリスやオーストラリアにおける、Starbucks、Google、Amazon等に対するいわゆるGoogle Taxをめぐる議論は、この点を如実に示しているといえよう。⁽¹⁵⁾ さらに、フランスにおけるGoogleやマクドナルドに対する脱税捜査の開始⁽¹⁶⁾を考えると、事態は深刻化する可能性がある。

しかし、さらに考えると、ことは必ずしもそう簡単ではないところに、困難があるといえよう。ある論文が指摘する⁽¹⁷⁾ように、租税回避により株主の利益は増進させられるかという点について、より経済理論的に取り組む必要があるからである。すなわち、租税回避が企業価値に及ぼす影響は、企業のガバナンスの関数であるから、株主・取締役間のエージェンシー問題の存在を考えると、租税回避を、単に国家から株主への資金移転であるにとらえる考え方は不完全であり、そのように考えると、問題はより複雑な様相を呈してくるといえよう。しかし、本稿では、とてもそこまで入ることはできない。

二 課税逃れ取引とCSR

国家の政策的な観点からは、例えば、腐敗の防止⁽¹⁸⁾や環境保護⁽¹⁹⁾等も含めた、Corporate Responsibilityに関する多国間協定であるThe OECD Guidelines for Multinational Enterprises等が重要であることは当然である。しかし、ここでは、これについて議論する余裕はない。そして、課税逃れの問題について、会社法の観点に限定すれば、上のコーポレート・ガバナンスと並んで、CSRに関する検討が重要ということになろう。

CSR⁽²⁰⁾はいわば大きな器であり、それを、環境保護、男女差別等の禁止、課税逃れ取引の抑圧、といった実に様々

な会社法外の目的を追求するための手段として用いることができるのではないかとこの点が重要である。

もっとも、CSRは、法的な議論というよりは多分に倫理的なものである場合が多く、また、CSRは、ある種の党派性を有する考え方であるかもしれないという点もないわけではなく、その考え方で、徹頭徹尾法的な課税の問題に対してどれだけ切り込めるか難しい点があるという点は認めなければならないであろう。ここでは、CSRにはそのような限界があるという点を一応理解した上で、議論を整理してみよう。合法的な課税逃れ取引とCSRとの関係については、それなりの数の論文が発表されているので、以下、そのうち興味深いいくつかについて分類した上で少し詳しく見ておこう。

1 租税制度による企業行動の誘導

租税制度による誘導効果を利用して、環境保護や人権保護のためにCSRを採用するように企業を誘導するという意味における、CSRと課税の関係という観点から執筆された論文が存在する。例えば、ある論文は、経済主体の行動をコントロールするには、規制するか誘導するかいずれかの方法を採用すればよいとの前提に立って、企業に対して規制でそれを強制する方法と、課税により誘導する方法を比較している⁽²²⁾。また、別の論文は、租税制度によるインセンティブが、CSRの確保にとって有用であると指摘しているが、これを逆に言えば、租税制度がCSRを害する可能性を示唆しているとも見ることができない。しかし、このような租税制度を用いたCSRへの誘導については、会社法とはあまり関係がないので、このくらいにしておこう。

2 CSRと課税逃れについての法的観点からの一般論

次に、Christensen と Murphy は、²⁴ 多国籍企業が世界中で、租税制度が国家の枠に縛られている状況を利用して課税を逃れていることからくる問題を除去するためには何らかの政策措置が必要であり。そのために、企業は、必要なすべての会計情報を公表するか、実際の経済目的のない単に利益洗浄のためのヴェイクルの利用をやめるといった内容の、課税に関するCSR上の基準を採用すべきであると説いている。²⁴ これは傾聴に値する具体的提言といえるかもしれない。特に、このような情報開示の考え方は、BEPSSのMandatory Disclosure Rule導入の議論と軌を一にするもので、法的にも意味のある議論といえよう。

また、この問題について最もまとまった議論をしているのが、ミシガン大学のAvi-Yonah教授である。²⁵ 彼は、以下のように説いている。

・ 課税と財政支出は政府の機能であるが、株主による会社役員を選任の正当化根拠は、エージェントである役員がプリンシパルである株主の利益のために行動するという点である。

・ しかし、会社（役員）が課税を甘んじて受けたり、利益を社会のために支出する場合には、そのような（役員が株主の利益のために行動するという）正当化根拠は消滅する。

・ CSRが会社にとって必要な活動であるとすれば、納税は必要なこととされるであろう。逆に、CSRが会社にとって不要な活動であるとすれば、株主の利益を最大化するために企業は課税を避けようとするかもしれない

5。

・したがって、会社が合法的に租税支払を免れようとするべきか否かという問題は、CSRをどう位置づけるか、あるいは会社という存在の意義についてのどのように考えるかに依存することになる (The answer to the question of whether corporations should try to minimize their tax payments by any legally permissible means thus depends on our view of CSR. That view, in turn, depends on our view of the corporation.)。

このように、彼は、会社の存在意義に関する基本的な考え方の差異により、納税行動の会社法的位置づけが異なる
と説くのである。これは、客観的・理論的な観点から、企業の課税逃れ行動とCSRの関わりについて論じたもので、
法的に意味のある議論といえよう。

3 長期的観点

また、企業の課税逃れ行動が、長期的な観点において株主等の利益を害する点指摘する論文も発表されている。⁽²⁶⁾

ある論文は、アメリカ国民は個人レベルでは節税に寛容であるが、Google, Amazon, Apple, Starbucks等の多国籍企業の租税回避に対しては厳しい批判が渦巻いているという認識の下、CSR理論が多国籍企業の租税回避行動を制限する論理となることを示そうとの目的で、租税回避は、企業の評判やブランドイメージを傷つけ、長期的な観点において企業と株主に害悪をもたらすのみならず、国家にも損害を与えるので、CSRにおける環境や人権に関する議

論と同様のことを、租税回避に関しても議論することが可能である、と論じている。

また、少し前に、オックスフォード大学のフリードマンは、CSRと租税回避の関係に関する議論は少ないが、エロンソン事件等をきっかけとして、それについて議論する機運が高まりつつあり、株価最大化の視点からは、目先の利益極大化よりも、幅広い利害関係人の利益の確保という観点から長期的な利益最大化が要請される時代が来ている、と述べている⁽²⁷⁾。そして、納税者は自らの取引を法の許容する限りの最低限度にすべくアレンジできるとする Duke of Westminster 判決も⁽²⁸⁾、そのような観点から再検討すべきであるとする。

このような議論は論理的で、経済理論的にも納得のいくものであり、傾聴に値するといえよう。

4 実証研究

統計等を用いた様々な実証研究の中には、課税前利益が、CSRと租税回避の間の関係に対して及ぼす影響 (the influence of pretax earnings performance on the relation between corporate social responsibility (CSR) and tax avoidance) に関するものが存在する。例えば、ある論文は、CSRにおけるような株主以外のステークホルダーへの注目は、企業の利益が小さい場合、減少するとしている⁽²⁹⁾。また、CSRと租税回避の関係についての実証的研究で、過度で無責任なCSR活動を行う企業は、租税回避活動を行う傾向があるとするものもある⁽³⁰⁾。さらに、二〇〇一年から二〇〇六年にかけてオーストラリア課税当局によりアグレッシブな課税逃れに従事していたとされた二〇の企業と、アグレッシブな課税逃れを行っていない二〇社とを比較した、content analysis techniques を用いた実証研究において、課税逃れのアグレッシブさとCSR開示の間の統計的に優位な関係が見出された (すなわち、税務を含まない意味でのCSR指標がよい企業は、

アグレッシブな租税回避を行わない傾向がある」とする研究も存在する。⁽³¹⁾

あるいは、租税におけるアグレッシブな対応（課税所得を低く計上する）と財務会計におけるアグレッシブな対応（利益を多く計上する）の間に正の相関関係があるという研究⁽³²⁾や、タックス・シエルターを用いがちな企業の会計的特色、及び、それが株主の利益のためになっているかという点について調査し、積極的に節税行動を行っているガバナンスの良い企業は利益が大き、「active tax shelter firms with strong corporate governance exhibit positive abnormal returns」と結論づける研究⁽³³⁾や、Financial Accounting Standards Board (FASB) Interpretation No. 48, Accounting for Uncertainty in Income Taxes (FIN 48) が、企業と政府の関係に及ぼす効果について検証した論文⁽³⁴⁾や、さらには、租税に関してアグレッシブな行動をとる企業と、そうでない企業を公示する制度についての実証研究として、オーストラリアでCSRの観点から提案されているCSRの観点からの公示と租税に関するアグレッシブな行動との間の関連性が実証された（すなわち、アグレッシブな租税回避を行う企業は、公的配慮から、CSRに関する情報開示を積極的に行うようになる）とする論文⁽³⁵⁾も存在する。また、租税回避に対するCSRの影響について、タックス・マネージメントとCSRの関係という観点から論じた実証研究の中で、CSRの水準が、納税関係の専門家への報酬と租税回避行動⁽³⁶⁾の間に影響を及ぼすが、納税関係の報酬が常に納税額の減少には結びつくわけではないと存在するものが存在する。これらの実証研究は、それぞれ興味深い内容のものであるが、実証研究であるが故に、今後はこうすべきであるという方向性を示すことはあまりない。

5 CSRと倫理

他方、法的議論や実証研究ではなく、倫理の観点からの議論も数多く存在する点が、CSRに関する議論の特徴であるといえよう。CSRは、法的拘束力のないかたちで、社会的考慮や環境に関する配慮を企業経営に反映させようというものであるから、これは自然なことなのかもしれない。⁽³⁷⁾

例えば、CSRは、法の要求する水準を超える行動を要請するものであり、アグレッシブな租税行動は企業の評判を害することがあるものの、ステークホルダーの利害にかかわるアグレッシブなタックスプランニングというのは法的に定義された概念ではないので、倫理的な観点から境界線を決めるしかないとする論文⁽³⁸⁾が存在する。

また、組織原理と社会倫理の中で、大企業や会計事務所が、表面では責任ある行動を唱えながら、実際には租税回避に没頭していると批判する論文⁽³⁹⁾が存在する一方で、その論文を批判する論文も存在する。⁽⁴⁰⁾さらに、課税の専門家が、利益にいかにして公正かつ効率的に課税するか集中する結果としてCSRに関する考慮が不十分なので、租税回避とCSRの関係について倫理の観点から議論する必要性があると説く論文⁽⁴¹⁾も存在する。

これらの多くは、いずれもかなり進歩的な立場からの議論であり、制度の議論なのか、企業倫理の議論なのか必ずしも判然としない。

6 途上国の観点

ある論文は、報道機関の独立性が高い国ほど、企業の課税に関する過激さが低くなる傾向があると述べている。⁽⁴²⁾ま

た、途上国開発促進のためには taxation が必要であるが、途上国で活動する多国籍企業の租税回避と CSR の関係については、CSR に熱心な企業においても論じられることは少ないので、この点に関する議論が必要であるとする論文⁽⁴³⁾、等が存在する。

7 CSR の限界

さらには、単に、CSR と課税逃れとの関係についてこれまであまり議論されてこなかったので、今後は検討を加えるべきであるという点を指摘するだけの論文も存在する。

例えば、ある論者は、パナマ文書に見られるようなタックスヘイブンの過大な利用は、CSR の観点から問題であると述べており、またある CSR に関する専門書には、課税逃れが CSR を害する可能性について論じた論文が二本掲載されている⁽⁴⁴⁾。また、それよりはほんの少し踏み込んで、タックスヘイブンの重要性が高まっているのに、CSR の論者は課税問題に無関心であるが、倫理的観点からタックスヘイブンについて論ずるとともに、バミューダとケイマンに本店をおく企業が CSR に対してどのように対応しているかを見ていく必要があると述べる論文も存在する⁽⁴⁵⁾。

このように、CSR 関連の論文の中には、実際には、課税逃れ行動に対する倫理的観点からの嫌悪感を述べるだけで、具体的な対応策などを一切示さず、法的議論としては不十分なものも少なくないのが現状である。その結果、CSR の議論においては課税について従来は熱心に扱ってこなかったが、法人税は容易に合法的に逃れることが可能なので、課税問題への対応こそが、CSR 自体の限界を露呈する事例であるとさえ述べる論文も存在するという状況がある⁽⁴⁶⁾。

なお、CSRについての研究は、一般に、アメリカにおいてよりもヨーロッパにおいて議論が活発である。日本においては、それを、法的拘束力を伴わないものとして、ソフトローの一環として位置付けるのが穏当であろう。

三 課税逃れ取引の統制における私法の位置付け

以上のように、課税リスク⁽⁴⁹⁾の中でも、課税逃れに関連するリスクが会社法上問題となりうる⁽⁵⁰⁾ということは一応わかる。例えば、甲から乙への利益の付け替えが行われる場合、それは、甲にとっては課税逃れであるが、乙にとっては粉飾であると考えられるから、課税逃れ（合法的それ及び違法なそれ）と粉飾の間には類似性がある（同一の手法を逆方向に用いればよい）という点を考えるならば、課税逃れが会社法と密接な関係に立つことは自然なことであって、特に驚くにはあたらない。

すなわち、これをいい方を変えれば、会社法等の私法的措置による合法的課税逃れに対する対応は、租税法における租税回避否認や、課税庁による情報収集と同じように、課税逃れ行動を統制する手段として位置付けられるのではなからうかということである。そして、私法的・司法的対応を基本とする、会社法を用いた課税逃れ行動の法的統制は、行政法的強制を基本とする、課税庁による強権的な課税逃れ対応とは別の、きわめて重要な存在意義を有するものとして位置付けることができるのではなからうか。

ある論文が、課税逃れ業界の繁栄も、見方によれば、法の支配が恣意的な権力の行使よりも重視されているという一点においては、社会の健全さを現しているのではないかと述べている⁽⁵¹⁾ように、企業の合法的な課税逃れ行動の存在

は、一定程度は、社会の自由度を反映したものと見えよう。要は、そのような企業行動を、経済社会の自由度を損なわないようにしながら、如何にコントロールしていくかという点こそが重要なのである。そして、そのような手段として、行政法的強制による対応とは別の方法が必要であるが、一部のCSRに関する議論におけるように、合法的課税逃れに対して、単にこれを倫理的に批判するだけでは問題の解決にはならないので、会社法的対応が重要な意味を持つことになるのである。

ある記事によれば、脱税は違法で租税回避は合法というのは必ずしも正しくなく、立法者が意図していなかったような課税上のメリットを受けるためにルールホールを利用するような租税回避スキームを動かす会計士や弁護士は、法的に灰色の領域で仕事をしているので、裁判所の判断が示されるまでは、タックスプランニングを行っている者は、自らが正しい道を歩いているか否かを知ることができず、実際のところ、会計士や弁護士は、顧客に対して販売している租税回避スキームが否認されるものであるか否かについてあまり気にすることはなく、仮にスキームが否認されるものであることがわかった場合、顧客が自らは正しいことをしていると考えているとしても困難な状態に陥るのは顧客自身である、という点を指摘している⁽⁵²⁾。そのような点を考えるならば、会社の外部役員に税理士等の税務の専門家を任命しておくことが将来において重要になるのではなからうか⁽⁵³⁾。

ま と め

国際的課税逃れに対する租税法上の対策としては、情報収集の強化と、租税回避否認規定の充実という二つの方向

がありうるが、課税方式を締めれば問題が解決するわけではないという点に留意する必要がある。

第一に、課税庁による情報収集と開示は、今後、重要なものとなっていくであろうが、現状においては、実効性と正確性に限界があり、コストもかかるのみならず、納税者のプライバシーとの調整という深刻な問題も存在する。

第二に、一般的租税回避否認規定であれ、包括的租税回避否認規定であれ、安易な一般条項への逃亡が危険であることは、歴史がこれを証明している。ドイツの一般的な否認規定が、ナチスの政権掌握とともに、Das Steueranpassungsgesetz (StAnpG) 租税調整法) vom 16. Oktober 1934 によりもたらされたものであることを我々は忘れてはならないであろう。⁽⁵⁴⁾

そこで、注目すべきは、Stavino の考え方である。すなわち、合法的な課税逃れを倫理的に非難しても、それが合法的である以上、批判には限界がある。実際のところ、たとえそれが合法的であると考える場合であっても、租税法の専門家は、その否認を裁判所が認めるか否かという点について、一〇〇パーセントの確信をもっているというわけではない。したがって、合法的課税逃れを倫理的に非難するよりは、法をより明確なものに改正した方が望ましい (Perhaps, rather than trying to push people to avoid the shelters on ethical grounds, we should just try to change the law.) というのである。⁽⁵⁵⁾ まさに適切な考え方というべきであろう。

そもそも、法人所得税は、様々なテクニクを用いて逃れることが容易であるという特性を持っている点は否定しがたく、それについて合法的課税逃れが行われることは不可避であり、事実、長い歴史の中で見た場合に、税収の中でのその重要性も徐々に低下してきている。⁽⁵⁶⁾ したがって、目的が、厳しい課税を行うことそれ自体ではなく、法人税の適切で穏やかな延命であると考えれば、当然に会社法への期待が高まってくる。その場合、一方で、課税庁による

調査を通じたコーポレート・ガバナンスの役割に着目し、他方で、会社法を通じたタックス・コンプライアンスの確保の強化に努めるという、租税法と会社法の相互作用こそが、健全な道なのではなからうか。

ただし、注意しなければならない点が二つある。第一に、実際のところ、アメリカ会社法における Corporate Governance に関する議論の多くは、ハーバード・ロースクールのベプチャック (Luettgen Bechtuk) 及びその影響を受けた研究者によりなされてきたといっても必ずしも誇張ではないかもしれないが、そのようなメイン・ストリームの研究者は、これまで課税の問題について必ずしも熱心ではなかったという点である。第二に、他方で、CSR に関する論文は、多くの場合、進歩的な発想の研究者により発表される場合が多く、アメリカの超一流の研究者はあまり本格的にそれにコミットしてこなかったというのが現状であり、合法的な課税逃れについても、これを倫理的に非難するだけで終わる場合も少なくないという点である。

このような中で、日本においては、租税法と会社法の共同作業の中で、さらに、理論的・実務的議論を積み重ねていく必要があるといえよう。その上で、企業は法律で定められた額だけを払えばいいのであって、それを超える支払を要求する CSR 論者の議論は誤りであるという、ラムザイヤー教授の議論⁽⁵⁷⁾をふり返る必要があるといえよう。

- (1) Hampshire Grp. Ltd. v. Kutner et al., C.A. No. 3607-VCS (Sept. 2, 2009), 2010 WL 2739995, at *31 (Del. Ch. July 12, 2010).
- (2) 中里実「タックス・シエルトからタックス・コンプライアンスへ——会社法と租税法の融合の必要性」月刊ジュリスト 一四九六号一四一―一八頁、二〇一六年八月。なお、この問題については、小山浩「税務に関する会社法上の責任の検討」旬刊商事法務二〇五四号三四―四四頁、二〇一四年二月、がある。
- (3) 学生の手になるものであるが、cf. Jasmine M. Fisher, Fairer Shores: Tax Havens, Tax Avoidance, and Corporate Social

- Responsibility. 94 Boston University Law Review. pp. 337–365. 2014.
- (4) また、節税商品との関連から投資家保護という視点も重要であるという点については、中里実「節税商品と投資家保護」http://libir.josai.ac.jp/ii/user_contents/02/G0000284repository/pdf/JOS-KJ00000557688.pdf 参照。
- (5) 中里実、他編「租税法概説（第二版）」（有斐閣、二〇一五年）一四五頁（吉村政穂「執筆」）参照。
- (6) 会計監査よりも課税庁による調査の方が、コーポレート・ガバナンスに効果的であるという著名な研究も存在する。
- (7) Cf. Mihir A. Desai, Alexander Dyck and Luigi Zingales, Corporate Governance and Taxation, 2003. Paper provided by American Law & Economics Association in its series American Law & Economics Association Annual Meetings with number 1093. <http://law.bepress.com/cgi/viewcontent.cgi?article=1093&context=alea>
- (8) Cf. Mihir A. Desai and Dharmika Dharmapala, Tax and Corporate Governance: An Economic Approach, in Wolfgang Schön ed., Tax and Corporate Governance (MPI Studies on Intellectual Property, Competition and Tax Law, 3), pp. 13–30, 2008.
- (9) <http://www.rta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/hojin/sankov/eg.htm>
- (10) <http://www.rta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaisaku/jimu-unei/sonota/160614/index.htm>
- (11) Cf. Kristina Mannick and Tracy Noga, Do corporate governance characteristics influence tax management?, Journal of Corporate Finance, vol. 16, issue 5, pp. 703–718, 2010. Hans Gribbau and Ave-Geidi Jallai, Good Tax Governance and Transparency: A Matter of Ethical Motivation, May 17, 2016. http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2781205
- (12) Lee Simmons, In the Game of Global Income Shifting, the Feds Are Overmatched, Corporations profit from tax-avoidance schemes even when they're likely to trigger IRS audits, Stanford Graduate School of Business, August 5, 2016, [http://www.gsb.stanford.edu/insights/game-global-income-shifting-feds-are-overmatched?utm_source=Stanford+Business&utm_campaign=ec357949c2-Stanford-Business-Impact-Issue-95-8-21-2016&utm_medium=email&utm_term=0_0b55214e34b-ec357949c2-70265961&ct=t\(Stanford-Business-Impact-Issue-95-8-21-2016](http://www.gsb.stanford.edu/insights/game-global-income-shifting-feds-are-overmatched?utm_source=Stanford+Business&utm_campaign=ec357949c2-Stanford-Business-Impact-Issue-95-8-21-2016&utm_medium=email&utm_term=0_0b55214e34b-ec357949c2-70265961&ct=t(Stanford-Business-Impact-Issue-95-8-21-2016)
- (13) Usman W. Chohan, The Panama Papers and Tax Morality, 2016, at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=2759418> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2759418> ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

- (13) David Hillson, ed., *The Risk Management Handbook: A Practical Guide to Managing the multiple dimensions of risk*, p. 110 は、課税逃れ取引を「企業のパフォーマンス・イメージが損なわれるリスクを指摘している」。
- (14) Cf. Morten Bennedsen and Stefan Zeume, *Corporate Tax Havens and Shareholder Value*, Stephen M. Ross School of Business Working Paper No. 1272, June 2015.
- (15) Cf. What is the 'Google tax'? The guardian, 29 September 2014, <http://www.theguardian.com/politics/2014/sep/29/what-is-google-tax-george-osborne>
- (16) Cf. Une vaste perquisition menée dans les locaux de Google à Paris, *Le Monde*, 24.05.2016 à 13h33, Mis à jour le 25.05.2016 à 06h38, http://www.lemonde.fr/economie/article/2016/05/24/une-vaste-perquisition-menee-dans-les-locaux-de-google-a-paris_4925428_3234.html; Fraude fiscale : perquisition au siège de McDonald's, *Le Monde*, 26.05.2016 à 17h02, Mis à jour le 26.05.2016 à 19h01, http://www.lemonde.fr/entreprises/article/2016/05/26/fraude-fiscale-perquisition-au-siege-de-mcdonald-s_4927234_165694.html
- (17) Mihir A. Desai and Dharmika Dharmapala, *Corporate Tax Avoidance and Firm Value: The Review of Economics and Statistics*, vol. 91, no. 3, pp. 537–546, 2009, <http://dx.doi.org/10.1162/rest.91.3.537>
- (18) Avinash Dixit, *Anti-Corruption Institutions: Some History and Theory*, 2016, at https://www.princeton.edu/~dixitak/home/IEAConf_Dixit_Rev.pdf; Leyland Hazlewood, *Doing Business in Africa: Nuts and Bolts of Succeeding in Business*, 2016.
- (19) 主に「環境保護との関連性」 Barbara Bjeleic, *Friends of the OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, *Tracking worldwide trends in responsible business conduct related to the OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, July 13, 2016, <https://friendsoftheoecdguidelines.wordpress.com/>; *Accountability Mechanism for the Sustainable Development Goals*, By Roel Nieuwenkamp, Chair of the OECD Working Party on Responsible Business Conduct, Originally published on *Measure what Matters*, 11 July 2016 は「企業活動における倫理の重要性について」“do no harm” side of corporate responsibility という観点を述べている。
- (20) CのRそのものについては、森田章教授の一連の業績が代表的である。また、アメリカについては、たとえば、William T. Allen, *Our Schizophrenic Conception of the Business Corporation*, 14 *Cardozo Law Review*, p. 261, 1992; Michael J.

- Phillips, Reappraising the Real Entity Theory of the Corporation. 21 *Florida State University Law Review*, p. 1061, 1994; C.A. Harwell Wells, The Cycles of Corporate Social Responsibility: An Historical Retrospective for the Twenty-first Century, 51 *University of Kansas Law Review*, p. 77, 2002; Cynthia A. Williams, Corporate Social Responsibility in an Era of Economic Globalization, 35 *University of California Davis Law Review*, p. 705, 2002; Ronald Chen & Jon Hanson, The Illusion of Law: The Legitimizing Schemas of Modern Policy and Corporate Law, 103 *Michigan Law Review*, p. 1, 2004. 参照: 46 号 cf. Michael C. Jensen & William H. Meckling, Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure, 3 *Journal of Financial Economics*, p. 305, 1976; Michael C. Jensen, Value Maximization, Stakeholder Theory, and the Corporate Objective Function, 12 *Business Ethics Quarterly*, p. 235, 2002; Reuven S. Avi-Yonah, The Cyclical Transformations of the Corporate Form: A Historical Perspective on Corporate Social Responsibility, 30 *Delaware Journal of Corporate Law*, p. 767, 2005. 参照: トロント大学法律学部の法律経済学研究所編『グローバル化のなかの企業と社会』, André Sobczak, Corporate social responsibility in France: A mix of national traditions and international influences, *Business and Society*, SAGE Publications, vol. 46, issue 1, pp. 9–32, 2007.
- (21) 参照: Jonathan Webb, Tax As The Next CSR Risk: The Subject No One Is Talking About 参照: 監訳監訳者の企業と社会の未来について: CSRのリスク管理の重要性について (http://www.forbes.com/sites/jwebb/2016/04/18/tax-as-the-next-csr-risk-the-subject-no-one-is-taking-about/2/#19ceb6233ddd)。
- (22) Margaret Ryznar and Karen E. Woody, A Framework on Mandating Versus Incentivizing Corporate Social Responsibility, 98 *Marquette Law Review*, pp. 1667–1694, 2015. Available at: <http://scholarship.law.marquette.edu/mulr/vol98/iss4/6/>
- (23) Bryan Horrigan, Corporate Social Responsibility in the 21st Century: Debates, Models and Practices Across Government, *Law and Business*, p. 160, 2010.
- (24) 48 John Christensen and Richard Murphy, The social irresponsibility of corporate tax avoidance: taking CSR to the bottom line, *Development*, vol. 47, issue 3, pp. 37–44, 2004.
- (25) Reuven S. Avi-Yonah, Corporate Taxation and Corporate Social Responsibility II *New York University Journal of Law and Business*, pp. 1–29, 2014.

- (26) Fisher, *supra* note 3.
- (27) Judith Freedman, Tax and Corporate Responsibility, *Tax Journal*, issue 695, p. 2, 2003.
- (28) IRC v. Duke of Westminster, House of Lords, (1936) AC1.
- (29) Luke Watson, Corporate Social Responsibility, Tax Avoidance, and Earnings Performance, *The Journal of the American Taxation Association*, vol. 37, no. 2, pp. 1–21, 2015.
- (30) Chun Keung Hoi, Qiang Wu, and Hao Zhang, Is Corporate Social Responsibility (CSR) Associated with Tax Avoidance? Evidence from Irresponsible CSR Activities, *The Accounting Review*, vol. 88, no. 6, pp. 2025–2059, 2013.
- (31) Roman Lanis, Grant Richardson, Corporate social responsibility and tax aggressiveness: An empirical analysis, *Journal of Accounting and Public Policy*, vol. 31, issue 1, pp. 86–108, 2012.
- (32) Mary Margaret Frank, Luann J. Lynch, and Sonja Olhoff Rego, Tax Reporting Aggressiveness and Its Relation to Aggressive Financial Reporting, *The Accounting Review*, vol. 84, no. 2, pp. 467–496, 2009, <http://dx.doi.org/10.2308/accr-2009842467>
- (33) Ryan J. Wilson, An Examination of Corporate Tax Shelter Participants, *The Accounting Review*, vol. 84, no. 3, pp. 969–999, 2009, <http://dx.doi.org/10.2308/accr-2009843969>
- (34) Lillian F. Mills, Leslie A. Robinson, and Richard C. Sansing, FIN 48 and Tax Compliance, *The Accounting Review*, vol. 85, no. 5, pp. 1721–1742, 2010, <http://dx.doi.org/10.2308/accr-20108551721>
- (35) Roman Lanis and Grant Richardson, Corporate social responsibility and tax aggressiveness: a test of legitimacy theory”, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, vol. 26, issue 1, pp. 75–100, 2013, <http://dx.doi.org/10.1108/09513571311285621>
- (36) Fariz Huseynov and Bonnie K. Klamm, Tax avoidance, tax management and corporate social responsibility, *Journal of Corporate Finance*, vol.18, issue 4, pp. 804–827, 2012.
- (37) Reinhard Steurer, The role of governments in corporate social responsibility: characterising public policies on CSR in Europe, *Policy Science* vol. 43, p. 49, 2010, <http://dx.doi.org/10.1007/s11077-009-9084-4>
- (38) Reijo Knutinen, Corporate Social Responsibility, Taxation and Aggressive Tax Planning, *Nordic Tax Journal*, volume

- 2014, issue 1, pp. 36–75, <http://dx.doi.org/10.1515/n-taxi-2014-0003>
- (62) Prem Sikka, *Smoke and Mirrors: Corporate Social Responsibility and Tax Avoidance*, 2010, <http://repository.essex.ac.uk/id/eprint/8103>
- (40) John Hasseldine and Gregory Morris, *Corporate social responsibility and tax avoidance: A comment and reflection*, *Accounting Forum*, volume 37, issue 1, pp. 1–14, 2013.
- (41) David Scheffer, *The Ethical Imperative of Curbing Corporate Tax Avoidance*, *Ethics and International Affairs*, volume 27, issue 4, pp. 361–369, 2013, <http://dx.doi.org/10.1017/S0892679413000324>
- (42) Kiridaran Kanagaretam, Jimmy Lee, Chee Yeow Lim, and Gerald J. Lobo, *Cross-Country Evidence on the Role of Independent Media in Constraining Corporate Tax Aggressiveness*, *Journal of Business Ethics*, 2016, <http://dx.doi.org/10.1007/s10551-016-3168-9>
- (43) Rhy's Jenkins and Peter Newell, *CSR, Tax and Development*, *Third World Quarterly*, vol. 34, issue 3, pp. 378–396, 2013.
- (44) Paul Beckett, *The Panama Papers and Corporate Social Responsibility*, <https://www.linkedin.com/pulse/panama-papers-corporate-social-responsibility-paul-beckett>
- (45) Kathryn Haynes, Jesse F. Dillard and Alan Murray, *Corporate Social Responsibility: A Research Handbook*, p. 62, 2012. © Part II Taxation and social justice 62–63. 企業税と社会正義の関わりについて Prem Sikka, *Smoke and mirrors: corporate social responsibility and tax avoidance*, pp. 53–84; Gregory Morris, *Is corporation taxation practice a CSR issue? The Duke of Westminster's guide to tax "avoidance"*, pp. 85–111; Lutz Preuss, *Corporate tax avoidance: an ethical evaluation*, pp. 112–122. 企業税と社会正義の関わりについて Prem Sikka, *Smoke and mirrors: Corporate social responsibility and tax avoidance*, *Accounting Forum*, vol. 34, issues 3-4, pp. 153–168, 2010.
- (46) Lutz Preuss, *Responsibility in Paradise? The Adoption of CSR Tools by Companies Domiciled in Tax Havens*, *Journal of Business Ethics*, vol. 110, issue 1, pp. 1–14, 2012, <http://dx.doi.org/10.1007/s10551-012-1456-6>
- (47) Prem Sikka, *cf. Lutz Preuss, Tax avoidance and corporate social responsibility: you can't do both, or can you?*, *Corporate Governance: The international journal of business in society*, vol. 10 issue 4, pp. 365–374, <http://dx.doi.org/10.1108/14720701011069605>; Luke

- Watson, Corporate social responsibility and tax aggressiveness: An examination of unrecognized tax benefits, SSRN Electronic Journal November 2011, <http://www.aajournals.org/doi/abs/10.2308/atax-51022>; Jerry L. Mashaw, Corporate Social Responsibility: Comments on the Legal and Economic Context of a Continuing Debate, Yale Law and Policy Review, vol. 3, no. 1, pp. 114–129, 1984. <http://www.jstor.org/stable/40239178>; Jane Hickie, Ellen Konar and Steven Tomlinson, Aligning CSR with Power: Two Pragmatic Strategies for Transformational Change, 2005, <http://escholarship.org/uc/item/0j8781bc>
- (48) Grahame R. Dowling, The Curious Case of Corporate Tax Avoidance: Is it Socially Irresponsible?, Journal of Business Ethics, vol. 124, issue 1, pp. 173–184, 2014, <http://dx.doi.org/10.1007/s10551-013-1862-4>
- (49) 課税リストラの状況について、課税のリストラ、リストラの課税とリストラの側面なものを論じたものについて、中野実「課税とリストラ」租税法研究四一号一―二四頁、二〇一三年、参照。
- (50) Cf. OECD, Centre for Tax Policy and Administration, Forum on Tax Administration, Information Note, General Administrative Principles: Corporate governance and tax risk management, July 2009.
- (51) Michael Cross, Advising on tax avoidance isn't a crime, The Law Society Gazette, 18 August 2016, <http://www.lawgazette.co.uk/analysis/comment-and-opinion/advising-on-tax-avoidance-isnt-a-crime/5057166.fullarticle>
- (52) Tax avoidance: You feeling lucky?, Proposed measures against dodgy tax structures would be a big step forward, The Economist, Aug 18th 2016, pp. 15–48.
- (53) Dennis R. Lassila, Thomas C. Omer, Marjorie K. Shelley and Murphy Smith, Do Complexity, Governance, and Auditor Independence Influence whether Firms Retain Their Auditors for Tax Services?, The Journal of the American Taxation Association vol. 32, issue 1, pp. 1–23, 2010, Online publication date: 30-Sep-2011.
- (54) ナチスの勃興期に、Justus Wilhelm Hedemann が、Die Flucht in die Generalklauseln: eine Gefahr für Recht und Staat, 1933年書物に、連立における一般条項の濫用を批判したリストを有する。註して、vgl. Heinz Mohnhaupt, Justus Wilhelm Hedemann als Rechtshistoriker und Zivilrechtler vor und während der Epoche des Nationalsozialismus, in Michael Stollens und Dieter Simon (Hrsg. von), Rechtsgeschichte im Nationalsozialismus: Beiträge zur Geschichte einer Disziplin, S. 107–159, 1989. 以下、Hedemann が、ナチス時代に入るまで、その立場を一変せず、一般条項擁護に努めた。Cf. Mathias

- Reimann and JoachimZekoll, ed. Introduction to German Law, 2nd ed., 2005, p. 31, note 14; Basil S. Markesinis and Hannes Unberath, The German Law of Torts: A Comparative Treatise, 4th ed., 2005, p. 29.
- (55) Daniel Shaviro, Interrogating the Relationship between 'Legally Defensible' Tax Planning and Social Justice, NYU School of Law, Public Law Research Paper No. 16-42, 2016.
- (56) 詳しくは、中里・前掲注(2)、一七一―一八頁、参照。
- (57) J. マーク・ラムザー「節税対策とCSR」税理士界一三四六号(平成二八年一月一五日)、一一一―一三頁。

〔付記〕

本稿執筆にあたっては、学習院大学法学部の長戸貴之准教授から、有益なコメントをいただいた。

(東京大学法学部教授)